

【不完全な位置指定道路の協議報告について】

※不完全とは、申請者からの道路の築造計画によって指定された建築基準法第42条第1項5号道路(附則5項による法42条第1項5号に規定されるもののうち、法の施行前に行政官庁が告示により指定したものを除きます。)が、実際には築造されていない、又は築造されても道路幅員や延長が計画通り確保されず築造された状況をいいます。

★1 次の事項についてご確認のうえ、必ず事前相談にて進めるルートについてご確認ください。

- ① 不完全な位置指定道路の現況が測量され、図面化されているか
- ② 公図・地積測量図（復元の可否を検討すること）・土地境界確認書があるか
- ③ 現況の区域は明確か（明確とはL型側溝や縁石、塀等で敷地と明確に切られていること）
- ④ 道路終端に関係がある敷地かどうか（点接を含む）
- ⑤ 現況は指定幅員・指定延長（道路終端に関係がある敷地の場合）どおりか
- ⑥ 道路境界線又は道路中心線が権利境と一致しているか

★2 適用するルートについて

- ① 「位置確認協議経過報告書」は、原則、暫定一方後退となりますが、現況中心・地番中心・地番境中心等の暫定後退となるかは、過去の資料を踏まえ、事前相談時に区で判断します。
- ② 道路区域・道路形態が不明確な場合や道路終端が関わる場合で、申請時の延長長さと現在の延長長さとが異なる場合は、③「線形確認」ルートで詳細な確認が必要となります（道路位置指定変更手続きが必要か確認のため）。

★3 注意事項

- ① 事前相談後、不完全な位置指定道路の協議報告等は、建築確認申請や有効宅地面積算出前の1カ月前までに提出してください。
- ② 提出いただく際、必要な提出書類（下部チェックリスト参照）がすべて揃わなければ、受付できません。
- ③ 協議報告提出後、確認作業に一定の期間がかかります。確認作業終了後、公開用図面（道路境界線図または暫定道路境界線図）を提出していただき、報告終了となります。
- ④ 報告終了後、建築確認申請や有効宅地面積算出等に進んでいただけます。

手続きの流れ

事前相談・ルート確定・提出書類準備

事前相談時には左記★1①～⑥の確認が必要です

①位置確認協議結果報告書または
②位置確認協議経過報告書 提出

1 「位置確認協議結果報告書」ルート：
関係者等との協議終了後に結果報告書を提出するルート

区：提出書類の
確認・審査・修正連絡

2 「位置確認協議経過報告書」ルート：
関係者等との協議困難な場合で、経過報告書を提出するルート

修正対応済み提出書類提出後、確定

3 「線形確認」ルート：
道路区域・道路形態や終端位置が不明確または延長長さが不整合な場合で、線形を区と協議・確認した後、①または②または道路位置指定変更手続きへ進むルート

提出～完了
約1ヶ月

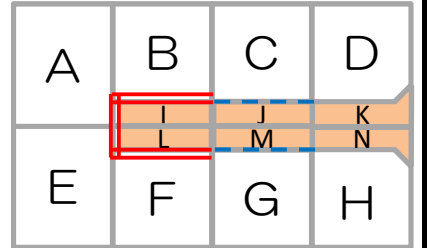
公開用図面の提出
①道路境界線図：2部または
②暫定道路境界線図：1部

提出書類の様式および記入例は区建築課窓口または、区のHPを参照ください

報告完了

位置確認を行う際に同意が必要な範囲について

- 1 Aが対象敷地の場合：A、B、E、F、I、L（位置確認範囲：二重線部分）
- 2 Bが対象敷地の場合：A、B、C、E、F、G、I、J、L、M（位置確認範囲：二重線部分）
- 3 Cが対象敷地の場合：B、C、D、F、G、H、I、J、K、L、M、N（位置確認範囲：破線部分）



提出書類 チェックリスト

※申請前にチェックリストにて確認をお願いします

※下記関係提出書類をクリアファイルにまとめて提出してください

①位置確認協議結果報告書ルート		☑	②位置確認協議経過報告書ルート		☑	③線形確認ルート		☑
1	位置確認協議結果報告書（様式第1号）※2面はカラーコピー	<input type="checkbox"/>	1	位置確認協議経過報告書（様式第2号）または（様式第3号）	<input type="checkbox"/>	1	事前相談シート（①～③のルート）によるルートの確認	<input type="checkbox"/>
2	事前相談シート（①～③のルート）によるルートの確認	<input type="checkbox"/>	2	事前相談シート（①～③のルート）によるルートの確認	<input type="checkbox"/>	2	付近見取図	<input type="checkbox"/>
3	付近見取図	<input type="checkbox"/>	3	付近見取図	<input type="checkbox"/>	3	公図の写し	<input type="checkbox"/>
4	委任状	<input type="checkbox"/>	4	委任状	<input type="checkbox"/>	4	道路境界線確認協議図 【位置確認時添付図面。別紙「作成例」参照】	<input type="checkbox"/>
5	道路境界線確認協議図 【位置確認時添付図面。別紙「作成例」参照】	<input type="checkbox"/>	5	暫定道路境界線確認協議図 【位置確認時添付図面。別紙「作成例」参照】	<input type="checkbox"/>	5	土地の登記事項証明書（関係者等全員が確認できるもの）	<input type="checkbox"/>
6	公図の写し	<input type="checkbox"/>	6	公図の写し	<input type="checkbox"/>	6	地積測量図 （5と同じ範囲、登記されていない場合は不要。）	<input type="checkbox"/>
7	土地の登記事項証明書（関係者等全員が確認できるもの）	<input type="checkbox"/>	7	土地の登記事項証明書（関係者等全員が確認できるもの）	<input type="checkbox"/>	7	土地境界確認書（ある場合）	<input type="checkbox"/>
8	地積測量図 （5と同じ範囲、登記されていない場合は不要。）	<input type="checkbox"/>	8	地積測量図（5と同じ範囲、登記されていない場合は不要。）	<input type="checkbox"/>	8	その他（借地割図等、必要に応じた資料）	<input type="checkbox"/>
9	道路の現況写真（2方向以上）、道路の幅員を計測・明記した写真（4の図面の現況寸法部分）、全体が確認できる箇所（共に1方向以上）	<input type="checkbox"/>	9	道路の現況写真（2方向以上）、道路の幅員を計測・明記した写真（4の図面の現況寸法部分）、全体が確認できる箇所（共に1方向以上）	<input type="checkbox"/>	※③の線形確認終了後、①または②に移行する際、重複する提出書類は兼用できます。		
10	土地境界確認書（ある場合）	<input type="checkbox"/>	10	土地境界確認書（ある場合）	<input type="checkbox"/>			
11	その他（借地割図等、必要に応じた資料）	<input type="checkbox"/>	11	その他（借地割図や①位置確認協議結果報告書ルートから②位置確認協議経過報告書ルートへ移行した場合は①の途中経過等、必要に応じた資料）	<input type="checkbox"/>	【問い合わせ先】 東京都北区まちづくり部 建築課細街路整備係（第一庁舎7階） 住所：〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 TEL：03-3908-9194（直通） FAX：03-3908-9116		
↓ 区で提出書類を確認後、公開用として提出			↓ 区で提出書類を確認後、公開用として提出					
12	道路境界線図（2部）	<input type="checkbox"/>	12	暫定道路境界線図（1部）	<input type="checkbox"/>			

※位置確認協議経過報告書は様式第2号（暫定一方後退用）または様式第3号（暫定後退用）いずれとなるかは「★2適用するルートについて」のとおり、事前相談時に区で判断します。